



合併浄化槽ですべての生活排水の処理を

トイレの水だけを処理する単独浄化槽や、くみ取りトイレを使用している家庭では、生活排水が未処理のまま放流されています。

排水の汚れをとりのぞき、きれいにして自然に返すことができる合併浄化槽を設置しませんか？



浄化槽設置整備事業補助金をご利用ください

合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

◆申請受付期間… 4月1日(火)～12月22日(月)

- ・浄化槽の設置工事に着手する前に申請してください。
- ・受付期間内でも予算に達した時点で受付を終了します。あらかじめご了承ください。

◆補助上限額

5人槽……………	332,000円
7人槽……………	414,000円
8人槽以上	548,000円
撤去費用 ……	120,000円 (単独浄化槽の撤去)
……………	90,000円 (くみ取り便槽の撤去)
配管工事 ……	400,000円
(単独浄化槽・くみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合)	

◆補助金を受けるための要件

- 湯浅町内に浄化槽を設置される方
(田地区の農業集落排水対象地域を除く)
- 浄化槽設置後にその設置された住所へ居住される方
- 設置工事を完了し、令和8年2月27日(金)までに補助金に係る必要書類を提出できる方
- 浄化槽管理講習会を受講した方



令和7年度浄化槽管理講習会のお知らせ

新たに合併浄化槽を設置する方などを対象に、浄化槽の維持管理等について講習会を開催します。

場所	日時	お問合せ先
総合センター	7月31日(火) 19時～	湯浅町水道事務所 TEL 62-4171
	令和8年 1月30日(金) 13時30分～	
有田市消防本部	9月30日(火) 19時～	有田市生活環境課 TEL 22-3565
	令和8年 2月 6日(金) 19時～	
広川町役場	10月23日(火) 13時30分～	広川町住民環境課 TEL 23-7714
金屋文化保健センター	11月14日(金) 19時～	有田川町下水道課 TEL 53-1031

- ・開催日などが変更となる場合がありますので、事前に各お問い合わせ先に確認をお願いします。
- ・当日、本人確認書類の提示をお願いします。

